

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月25日

【会社名】 株式会社ECI

【英訳名】 ECI, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 稔

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044-201-8461 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 6,013,800円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
1,410,513,660円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合  
及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約  
権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべ  
き金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年5月15日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」及び「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項」に訂正・追加すべき事項が生じたことから、当該記載事項の内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 2 新規発行による手取金の使途

- (1) 新規発行による手取金の額
- (e) 運転資金

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

###### a 割当予定先の概要

###### c 割当予定先の選定理由

- (1) 当該資金調達の目的及び理由
- (B) 柳韓社からの一時金の入金時期は不明
- (D) 住友不動産以外の支払先に対する未払金等の支払について
- (2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

###### (3) 割当予定先の選定理由

###### f 払込みに要する資金等の状況

#### 3 発行条件に関する事項

##### (1) 発行価格の算定根拠

##### (2) 発行条件の合理性に関する考え方

#### 5 第三者割当後の大株主の状況

#### 6 大規模な第三者割当の必要性

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

## (e) 運転資金

(訂正前)

(前略)

平成24年5月15日に締結する総数引受契約書の取得条項に基づき、当社においての取得条項は、平成24年5月末日までに権利行使されなかった新株予約権について、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、「運転資金（364百万円）」充当額を減少させる予定です（未払金等及び事業にかかる開発&創薬ツールの製造等に充てる資金を確保することが重要と考えたため、運転資金から減少させます）。

## 2資金使途の合理性に関する考え方

(後略)

(訂正後)

(前略)

平成24年5月16日に締結する総数引受契約書の取得条項に基づき、当社においての取得条項は、平成24年5月末日までに権利行使されなかった新株予約権について、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、発動することを想定しておりますが、仮に計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、「運転資金（364百万円）」充当額を減少させる予定です（未払金等及び事業にかかる開発&創薬ツールの製造等に充てる資金を確保することが重要と考えたため、運転資金から減少させます）。

## 2資金使途の合理性に関する考え方

(後略)

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

(訂正前)

## a 割当予定先の概要

a . 割当予定先の概要	名称	岩佐 実次（平成24年5月15日現在第6位の株主）
	所在地	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社リソー教育 代表取締役会長

b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	5,479株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(後略)

(訂正後)

(削除)

a. 割当予定先の概要	名称	岩佐 実次（平成24年5月15日現在第6位の株主）
	所在地	東京都新宿区
	職業の内容	株式会社リソー教育 代表取締役会長
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	5,479株
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（後略）

c 割当予定先の選定理由

- (1) 当該資金調達の目的及び理由  
 (B) 柳韓社からの一時金の入金時期は不明

（訂正前）

当社は、平成23年3月31日に柳韓社とECI301ライセンス契約を締結し、一時金として46,000千円で平成23年5月13日にヒト用ECI301治験薬の所有権の移転を行いました。対価の決済時期については、平成23年7月14日に、一時金の半額については平成23年12月末までに、残り半額については平成24年6月末までに支払うという内容で合意しました。そのため、当社は、既に実質的な役務提供は完了し、対価も成立していると認識し、平成23年5月期に46,000千円の売上計上を行いました。

（中略）

なお、平成24年5月期第2四半期において、柳韓社に対する売掛金を貸倒懸念債権として認定し、債権金額46,000千円の50%（23,000千円）について、貸倒引当金計上を計上しております。

(C)住友不動産に対する未払金等の解消について

（後略）

（訂正後）

当社は、平成23年3月31日に柳韓社とECI301ライセンス契約を締結し、一時金として46,000千円で平成23年5月13日にヒト用ECI301治験薬の所有権の移転を行いました。対価の決済時期については、平成23年7月14日に、一時金の半額については平成23年12月末までに、残り半額については平成24年6月末までに支払うという内容で合意しました。そのため、当社は、既に実質的な役務提供は完了し、対価も成立していると認識し、平成23年5月期に46,000千円の売上計上を行いました。

（中略）

なお、平成24年5月期第2四半期において、柳韓社に対する売掛金を貸倒懸念債権として認定し、債権金額46,000千円の50%（23,000千円）について、貸倒引当金を計上しております。

(C)住友不動産に対する未払金等の解消について

（後略）

(D) 住友不動産以外の支払先に対する未払金等の支払について

（訂正前）

住友不動産以外では、社会保険料、従業員給与、共同研究先への当社負担分の研究費、証券代行費用、監査報酬、CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）、IRコンサルティング費用など65社あり、総額約594百万円の未払金等がございます。

（単位：千円）

未払金等の内訳	平成23年12月末日残高	平成24年4月末日現在残高
住友不動産	72,286	51,786
社会保険料	51,657	47,956
従業員給料	82,456	101,811
役員報酬	28,223	40,509
共同研究先への当社負担分の研究費	66,878	81,300
証券代行費用	7,724	5,102
監査報酬	27,074	23,293
CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）	9,772	9,875
特許事務所	5,845	5,039
役職員立替経費未払い	11,419	10,641
IRコンサルティング費用	5,003	2,779
未払法人税等	27,000	27,000
源泉所得税・住民税預り金	34,000	34,000
労働保険料	3,000	3,000
その他	158,780	150,244
未払金等残高合計	591,117	594,335

（訂正後）

住友不動産以外では、社会保険料、従業員給与、共同研究先への当社負担分の研究費、証券代行費用、監査報酬、CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）、IRコンサルティング費用など65社あり、総額約594百万円の未払金等がございます。

未払金等の内訳表

（単位：千円）

未払金等の内訳	平成23年12月末日残高	平成24年4月末日現在残高
住友不動産	72,286	51,786
社会保険料	51,657	47,956
従業員給料	82,456	101,811
役員報酬	28,223	40,509
共同研究先への当社負担分の研究費	66,878	81,300
証券代行費用	7,724	5,102
監査報酬	27,074	23,293
CRO業者（臨床試験関連業務の補助代行業者）	9,772	9,875
特許事務所	5,845	5,039
役職員立替経費未払い	11,419	10,641
IRコンサルティング費用	5,003	2,779
未払法人税等	27,000	27,000
源泉所得税・住民税預り金	34,000	34,000
労働保険料	3,000	3,000
その他	158,780	150,244
未払金等残高合計	591,117	594,335

(2)当該資金調達の方法を選択した理由について

（訂正前）

当社は、天士力社業務提携や柳韓社業務提携などの契約に基づく一時金の入金、当社の資金不足により、必要な手続が進捗していないために期日どおり行われなかったことなどに起因して、直近の4ヶ月間（平成23年12月末日～平成24年4月末日）でも支払期日の過ぎた未払金等の残高が増加いたしました。

支払遅延が発生したことに伴い、当社グループの信用力が低下するとともに更に資金繰りが逼迫し、このまま当社が資金調達を行わなければ手許資金が尽き、円滑な事業活動もできなくなり、引いては会社の存続が危ぶまれる恐れもあることから、喫緊で必要とする資金を調達すべく、資金調達先を模索し、債務超過を解消することを目的として、直接金融の方法にて検討に入りました。

（中略）

なお、第13回新株予約権は割当予定先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Managementより、権利方針として、一度に多額の権利行使を行うことはせず、株価が権利行使価額を上回っている状況下において、その都度権利行使を行うとうかがっていることから、即日全額行使は最初から期待できない状況にありました。このため、Brilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundの未行使分で今後の権利行使により調達した資金は運転資金に充当する一方、債務超過の解消、ECI301その他の研究開発費、創薬ツール開発製造費用を確保するために14億円の必要金額を設定致しました。

（新株予約権14億円による資金調達の選択理由）

1. 第13回新株予約権の発行によるファイナンス（調達資金3億円程度）では、平成24年2月末日現在の当社の債務超過額である8億円超の解消は難しく、また、調達金額も3億円程度では、予定していた中国と韓国からの一時金の入金が困難な状況下、未払金等の一括は難しいため、さらに、予定していた中国と韓国からの一時金の入金が困難な状況であり、会社の存在が危ぶまれること。
2. 今回は、半年以上前から投資対象として検討を進めてきた事情から新株予約権を選択したものの、引受先は当社が平成24年5月31日に債務超過を解消しない限り上場廃止になることを承知しており、割当てた新株予約権の数の70%を目処とする数の権利行使がなされることの確認書を受領していること。

（中略）

なお、本新株予約権の権利行使については、割当予定先から割当額の70%目処に初日に権利行使する旨の行使確認書を引受先から受領しておりますが、平成24年5月末日に実際に権利行使が行われる本新株予約権の数については現時点では確定しておりません。当社としては、できれば全額の行使を依頼しておりますが、割当予定先の意向もあることから、実際の権利行使数は、未確定です。

（後略）

（訂正後）

当社は、天士力社業務提携や柳韓社業務提携などの契約に基づく一時金の入金が、当社の資金不足により、必要な手続が進捗していないために期日どおり行われなかったことなどに起因して、直近の4ヶ月間（平成23年12月末日～平成24年4月末日）でも支払期日の過ぎた未払金等の残高が増加いたしました。

支払遅延が発生したことに伴い、当社グループの信用力が低下するとともに更に資金繰りが逼迫し、このまま当社が資金調達を行わなければ手許資金が尽き、円滑な事業活動もできなくなり、ひいては会社の存続が危ぶまれる恐れもあることから、喫緊で必要とする資金を調達すべく、資金調達先を模索し、債務超過を解消することを目的として、直接金融の方法にて検討に入りました。

（中略）

なお、第13回新株予約権は割当先の投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Managementより、権利方針として、一度に多額の権利行使を行うことはせず、株価が権利行使価額を上回っている状況下において、その都度権利行使を行うとうかがっていることから、即日全額行使は最初から期待できない状況にありました。このため、Brilliance Hedge Fund、及びBrilliance Multi Strategy Fundの未行使分で今後の権利行使により調達した資金は運転資金に充当する一方、債務超過の解消、ECI301その他の研究開発費、創薬ツール開発製造費用を確保するために14

億円の必要金額を設定致しました。

(新株予約権14億円による資金調達の選択理由)

1. 第13回新株予約権の発行によるファイナンス(調達資金3億円程度)では、平成24年2月末日現在の当社の債務超過額である8億円超の解消は難しく、また、調達金額も3億円程度では、予定していた中国と韓国からの一時金の入金が困難な状況下、未払金等の一括は難しいため、会社の存在が危ぶまれること。
2. 今回は、半年以上前から投資対象として検討を進めてきた事情から新株予約権を選択したものの、引受先は当社が平成24年5月31日に債務超過を解消しない限り上場廃止になることを承知しており、割当てた新株予約権の数の70%を目処とする数の権利行使がなされることの確約書を受領していること。

(中略)

なお、本新株予約権の権利行使については、割当予定先から割当額の70%を目処に初日に権利行使する旨の行使確約書を引受先から受領しておりますが、平成24年5月末日に実際に権利行使が行われる本新株予約権の数については現時点では確定しておりません。当社としては、できれば全額の行使を依頼しておりますが、割当予定先の意向もあることから、実際の権利行使数は、未確定です。

(後略)

### (3) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は、今回の新株予約権の割当先の選定にあたり、今後の事業計画に基づき、上場維持を前提としたスキームを用いること、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、債務超過が解消出来る規模で平成24年5月末日までに権利行使を実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを条件に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

こうした状況の中で、当社専務取締役経営管理部長角政樹(以下「ECI担当役員」)は、友人である元三菱東京UFJ銀行の為替ディーラ から当社を支援して頂ける山内文孝氏を紹介して頂きました。

(中略)

なお、岩佐実次氏は、平成24年4月27日に市場外の相対取引で5,479株を、岩佐氏と同じく本新株予約権の割当予定人である渡邊定雄氏より譲り受けております。

本割当は、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

(中略)

(本新株予約権の特徴)

1. 本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(中略)

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(中略)

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

引受人は、本新株予約権の行使により交付される発行会社普通株式を、売却する場合、金融商品取引所における発行会社普通株式の市場動向を勘案しながら売却する方針である。

また、引受人は本新株予約権の行使により交付された発行会社普通株式により発行会社の支配株主になることや経営に関与する意思はない

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

(後略)

(訂正後)

当社は、今回の新株予約権の割当先の選定にあたり、今後の事業計画に基づき、上場維持を前提としたスキームを用いること、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、債務超過が解消出来る規模で平成24年5月末日までに権利行使を実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを条件に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

こうした状況の中で、当社専務取締役経営管理部長角政樹(以下「ECI担当役員」)は、友人である元三菱東京UFJ銀行の為替ディーラ から当社を支援して頂ける山内孝文氏を紹介して頂きました。

(中略)

なお、岩佐実次氏は、平成24年4月27日に市場外の相対取引で5,479株を、第13回新株予約権の譲渡先である渡邊定雄氏より譲り受けております。

本割当は、日本証券業協会会員である証券会社のあっせんを受けて行われたものではありません。

(中略)

(本新株予約権の特徴)

1. 本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(中略)

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(中略)

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

引受人は、本新株予約権の行使により交付される発行会社普通株式を、売却する場合、金融商品取引所における発行会社普通株式の市場動向を勘案しながら売却する方針である。

また、引受人は当社の運営が適切に行われている限り本新株予約権の行使により交付された発行会社普通株式により発行会社の支配株主になることや経営に関与する意思はない。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

(後略)

#### f 払込みに要する資金等の状況

(訂正前)

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、平成24年4月19日現在の銀行口座の残高証明、及び預金通帳の写しを受領しており、自己資金である旨を伺っております。

また、本新株予約権の発行について、割当予定先より、総数引受契約書にて、払込日に払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

(訂正後)

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書を受領するとともに、平成24年4月19日現在の銀行口座の残高証明、及び取引明細の写しを受領しており、自己資金である旨を伺っております。

また、本新株予約権の発行について、割当予定先より、総数引受契約書にて、払込日に払い込む旨の合意をする予定であることから当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠

(訂正前)



本新株予約権の発行価額(1個あたり11,700円)は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価額は、アドバイザー会社からの紹介による第三者機関(商号:東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号相互永田町ビルディング2階)に算定を依頼した上で決定しております。

(中略)

なお、本新株予約権には、当社による取得条項が付されております。当社による取得条項があることは、割当先にとっては、上限行使価額を大きく超える株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

(後略)

(訂正後)

本新株予約権の発行価額(1個あたり11,700円)は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する企業会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しました。なお、新株予約権の発行価額は、アドバイザー会社からの紹介による第三者機関(商号:東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、住所:東京都千代田区永田町一丁目11番28号相互永田町ビルディング2階)に算定を依頼した上で決定しております。

(中略)

なお、本新株予約権には、当社による取得条項が付されております。当社による取得条項があることは、割当先にとっては、権利行使価額を大きく超える株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

(後略)

## (2) 発行条件の合理性に関する考え方

(訂正前)

今回の第三者割当による新株予約権について当社の平成24年5月15日現在の発行済株式総数247,965株を母数とした場合、行使価額による発行株式数160,882株の希薄化率は64.88%となっており、本新株予約権の発行に伴う権利行使により、結果として大規模な当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

(後略)

(訂正後)

今回の第三者割当による新株予約権について当社の平成24年5月15日現在の発行済株式総数247,965株を母数とした場合、権利行使による発行株式数160,882株の希薄化率は64.88%となっており、本新株予約権の発行に伴う権利行使により、結果として大規模な当社普通株式の1株あたりの株式価値及び持分割合が希薄化することとなります。

(後略)

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
岩佐 実次	東京都新宿区	5,479	2.21	166,361	40.69
金澤 (常任代理人 鈴木幹雄)	955-16, DAECHEI-DONG, KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	23,950	9.66	23,950	5.86
中国ベンチャー投 資株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5	15,860	6.40	15,860	3.88
渡邊 定雄	東京都板橋区	12,261	4.94	12,261	3.00
金ヶ崎 士朗	東京都目黒区	8,360	3.37	8,360	2.04
東洋システム株式会 社	東京都立川市柴崎町2-3-17	6,215	2.51	6,215	1.52
ファイナンス アン ド テクノロジー インターナショナル インク (常任代理人 鈴木幹 雄)	995-16, DAECHEI-DONG, GANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	4,600	1.86	4,600	1.13
有限会社オオエイ商 事	東京都杉並区上井草4-15-19	4,112	1.66	4,112	1.01
飯田 哲郎	東京都福生市	3,871	1.56	3,871	0.95
南開工業株式会社	神奈川県南足柄市儘下350	3,730	1.50	3,730	0.91
新井 計男	埼玉県川越市	3,264	1.32	3,264	0.80
鈴木 幹雄	神奈川県川崎市中原区	2,276	0.92	2,276	0.56
合計	-	93,978	37.90	254,860	62.34

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成23年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準に、第13回新株予約権の権利行使、及び大株主からの報告に基づく持分の変動を加味した数値を記載しております。

2. 平成23年12月2日に発行した第13回新株予約権の行使により増加した株式は32,065株、更に今後最大で36,234株増加する可能性があります。また、今般の第14回新株予約権が総て権利行使されると160,882株増加します。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。行使期間は平成24年5月30日から平成25年5月29日までとなっております。

5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、大株主からの報告に基づく持分の変動を除き、平成24年11月30日より所有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式 数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
岩佐 実次	東京都新宿区	5,479	2.21	166,361	40.69
金澤 (常任代理人 鈴木幹雄)	955-16, DAECHEI-DONG, KANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	23,950	9.66	23,950	5.86
中国ベンチャー投 資株式会社	東京都中央区日本橋茅場町2-4-5	15,860	6.40	15,860	3.88
渡邊 定雄	東京都板橋区	12,261	4.94	12,261	3.00
金ヶ崎 士朗	東京都目黒区	8,360	3.37	8,360	2.04
東洋システム株式会 社	東京都立川市柴崎町2-3-17	6,215	2.51	6,215	1.52
ファイナンス アン ド テクノロジー インターナショナル インク (常任代理人 鈴木幹 雄)	995-16, DAECHEI-DONG, GANGNAM-KU, SEOUL, KOREA (神奈川県川崎市中原区)	4,600	1.86	4,600	1.13
有限会社オオエイ商 事	東京都杉並区上井草4-15-19	4,112	1.66	4,112	1.01
飯田 哲郎	東京都福生市	3,871	1.56	3,871	0.95
南開工業株式会社	神奈川県南足柄市儘下350	3,730	1.50	3,730	0.91
新井 計男	埼玉県川越市	3,264	1.32	3,264	0.80
鈴木 幹雄	神奈川県川崎市中原区	2,276	0.92	2,276	0.56
合計	-	93,978	37.90	254,860	62.34

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成23年11月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準に、第13回新株予約権の権利行使、及び大株主からの報告に基づく持分の変動を加味した数値を記載しております。

2. 平成23年12月2日に発行した第13回新株予約権の行使により増加した株式は32,065株、更に今後最大で36,234株増加する可能性があります。また、今般の第14回新株予約権が総て権利行使されると160,882株増加します。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は少数第3位を四捨五入しております。

4. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。行使期間は平成24年5月31日から平成25年5月30日までとなっております。

5. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、大株主からの報告に基づく持分の変動を除き、平成24年11月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由および当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

(前略)

今回発行する新株予約権の権利行使期間は平成25年5月30日までの1年間となっており、先方との割当時の協議により、平成24年5月末日に本新株予約権を発行する数の70%を目処に行使され、一部は割当予定先の判断により行使されるものと想定しております。また、本新株予約権に付されている行使停止要請条項は、平成24年5月末日までに行使されなかった本新株予約権に対し、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合に発動することを想定しているとともに、別の有利な資金調達が実行できた場合には、当社が取得条項を発動することを想定しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

今回発行する新株予約権の権利行使期間は平成25年5月30日までの1年間となっており、先方との割当時の協議により、平成24年5月末日に本新株予約権を発行する数の70%を目処に行使され、一部は割当予定先の判断により行使されるものと想定しております。また、本新株予約権に付されている行使停止要請条項は、平成24年5月末日までに行使されなかった本新株予約権に対し、その後権利行使が一向に行われず、その後別の有利な資金調達が実行できた場合に、本新株予約権に比べ、より有利な資金調達方法・相手との具体的な交渉が開始された場合に発動することを想定しているとともに、別の有利な資金調達が実行できた場合には、当社が取得条項を発動することを想定しております。

(後略)